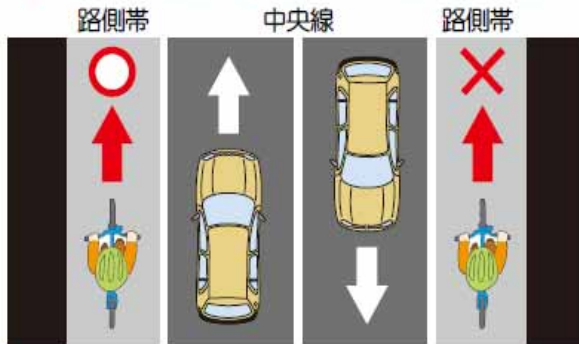


道路交通法の改正ポイント!

自転車利用者対策

自転車の路側帯通行を道路左側に限定。



自転車等の軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分に設けられた路側帯に限られます。

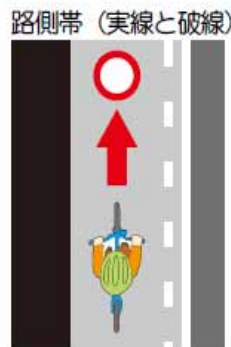
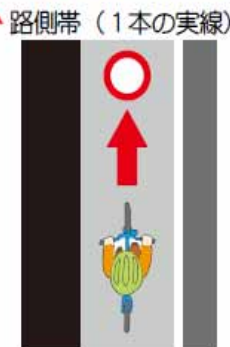
(※軽車両とは、自転車、リヤカー、荷車、馬車などをいう。)

▶ 右側にある路側帯を通行すると…

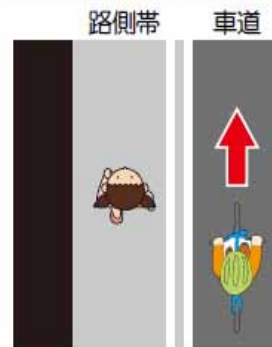
3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金

ここがポイント!

○自転車が通行できる路側帯



×自転車が通行できない路側帯



◀ 2本の実線の路側帯は歩行者専用です。

ブレーキ (制動装置) 不良自転車に対する検査



- 警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ (制動装置) を備えていないと認められる**自転車**を停止させ、**ブレーキについて検査**することができます。
- ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、**ブレーキの整備などの応急措置**をとることや**運転の中止**を命じることができます。

警察官による

- 検査
- 応急措置命令

- 検査拒否・妨害
- 応急措置命令等違反

5万円以下の罰金

※「所定の安全基準」とは、①前車輪及び後車輪を制動すること ②乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速が10キロ毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。